

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年 4 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1800392号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (厚) 第1900012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を16万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月31日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額16万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者が保有する平成21年分給料明細書、賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記平成 21 年分給料明細書、賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万 7,000 円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給月については、上記賞与明細書及び事業主の回答により 7 月であることが確認できるものの、賞与支給日については、事業主は不明と回答している上、請求者は、現金手渡しであった旨陳述しており、特定できる資料はないことから、賞与支給月の月末と認定し、平成 21 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者が保有する請求期間に係る賞与明細書によると、請求者は、標準賞与額 18 万 2,000 円に相当する賞与の支給を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の A 社における平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 18 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 21 年 7 月 31 日の訂正後の標準賞与額 18 万 2,000 円（上記 1 の訂正後の標準賞与額 16 万 7,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。